

NPO 法人静岡情報産業協会

部会長任期に関する規約(案)

(部会の構成)

第1条 定款の定めにより設置された運営委員会の配下に迅速で円滑な事業実施を目的とする部会を配置する

- 2 各部会には、部会長 1 名及び副部会長複数名を置く
- 3 部会員は会員企業からの申請または推薦により本人の希望する部会に所属する

(選任)

第 2 条 部会長及び副部会長の選任は部会の互選とする

(任期)

第 3 条 部会長の任期は原則 2 年とする

- 2 事業継続等の理由により任期の継続を要する場合は 1 年ごとの延長を可能とし最長 4 年を限度とする

(部会の改廃)

第 4 条 部会の改廃を必要とするときは名称も含め理事会の議決を経て行うものとする

2022 年 × 月 × 日

理事会承認